

・ 工事希望調査の手続について

(平16. 7. 1付34-47, 75-11, 85-11, 111-65, 127-24, 136-33)

本社経理資金部長		本社総務人事部担当部長
本社業務第三部担当部長		
本社住宅経営部長	から	募集販売本部販売企画部長あて
本社技術・コスト管理室長		各支社総務企画部長
本社ニュータウン業務部長		各地域支社総務企画部長
本社地方都市業務部長		

改正 平成17年11月15日(イ)

平成29年1月6日(ロ)

独立行政法人都市再生機構が発注する工事を指名競争に付する場合において、入札参加業者の選定に先立って、事業年度当初において建設業者の入札参加意欲を反映するとともに、工事に対する地理的条件及び工事の施工に係る技術的適性を把握するための調査資料の提出を建設業者から幅広く求める工事希望調査(以下「調査」という。)を原則として行うものとし、その場合の事務手続を定めたので、下記事項に留意の上、実施されたい。

なお、工事請負業者の選定手続は、独立行政法人都市再生機構会計実施細則(平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号。以下「細則」という。)等に基づいて行うものとする。

この通達は、平成16年7月1日から施行する。

記

1 対象工事

調査の実施は、原則として、次回の調査を実施するまでの間に指名する指名競争入札に係る工事を対象とする。(イ)

2 工事希望調査資料の収集

契約担当役(分任契約担当役を含む。以下同じ。)は、調査に当たっては、「競争参加者の指名基準について」(平16. 7. 1付34-22。以下「指名基準通達」という。)に規定する指名基準の各事項を踏まえて、調査対象工事区分を決定した上で、工事希望調査資料(以下「調査資料」という。)の提出を求めるものとする。

3 調査対象工事区分の内容

調査対象工事区分の内容は、次に掲げるものを含むものとする。

(1) 工事種別

(2) (1)を細分化した区分及びその内容

(3) (2)に対する当該事業年度発注予定量(件数、金額等)

(4) (2)に必要な格付区分(「建設業者登録要領について」(平16. 7. 1

付34-1) 第10に規定する「格付区分」をいう。)

(5) (2)に対する地理的条件及び施工についての技術的適性

4 調査資料の内容

調査資料の内容は、次に掲げるものを含むものとする。また、5の揭示の開始後速やかに、契約担当役は調査資料の作成及び提出に係る事項等を記載した「工事希望調査資料の作成要領」を交付するものとする。

- (1) 調査資料提出者の商号又は名称、代表者氏名
- (2) 調査対象工事区分
- (3) 技術者の配置状況
- (4) その他契約担当役が必要と認める事項

5 調査資料収集に係る周知

契約担当役は、4の調査資料を収集しようとする場合においては、次の周知を行うものとする。

(1) 事前の周知

契約担当役は、調査資料の交付を開始するまでの一定期間、次に掲げる事項を含む揭示を行うものとする。また、本社及び本部等（細則第2条第5号に定める本部等をいう。以下同じ。）においては、インターネットによる周知を行うものとする。(ロ)

- ① 調査資料の交付の期間及び場所
- ② 調査資料の提出の期間及び場所
- ③ その他契約担当役が必要と認める事項

(2) 調査期間中の周知

契約担当役は、調査資料の交付を開始する日から調査を終了するまでの一定期間、次に掲げる事項を含む揭示を行うものとする。また、本社及び本部等においては、インターネットによる周知を行うものとする。(ロ)

- ① 工事区分に関する事項
- ② 調査資料の提出を求める対象者に関する事項
- ③ 調査資料の作成及び提出に関する事項
- ④ その他契約担当役が必要と認める事項

6 施工業者の選定

発注依頼部門は、契約審査会の議を経て、指名が特定の者に偏しない方式を定め、提出された調査資料を基礎資料として、当該方式により個別工事の競争入札に参加させるべき者を選定するものとする。

なお、当該方式については、あらかじめ入札監視委員会に説明するものとする。

7 実施上の留意事項

- (1) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出者の負担とするものとする。
- (2) 調査資料は、調査目的以外に使用しないものとする。

- (3) 調査資料を受領後、調査非対象者と判明した場合については、当該者へその旨を通知するとともに受領資料を返送するものとする。
- (4) 調査資料の内容が虚偽である場合は、当該調査資料を無効とする。
- (5) 6に基づき作成する書類については、独立行政法人都市再生機構文書管理規程（平成16年独立行政法人都市再生機構規程第49号）第40条第1号に定める「秘文書」扱いとする。
- (6) (1)から(4)までに掲げる事項その他契約担当役が必要と認める事項については、「工事希望調査資料の作成要領」において明らかにするものとする。

以 上